

○予定基本価格及び最低制限基本価格の決定方法について

平成 27 年 3 月 25 日 26 長与管財第 159 号

長与町が発注する建設工事の請負契約に係る入札の透明性及び公正性の向上を図るために、
予定基本価格及び最低制限基本価格を、次のとおり定めることとします。

なお、平成 25 年 6 月 12 日付け 25 長与管財第 71 号の「最低制限価格制度の取り扱いについて」は廃止します。

記

1. 予定基本価格及び最低制限基本価格は、入札日前日までに契約担任者がパソコンを用いて事前ランダム化し決定する。

2. 前述の事前ランダム化による決定は、「建設工事の予定価格等の決定に係る事務処理要綱」に示されている方法により行う。

なお、決定された予定基本価格及び最低基本価格は、同要綱第 6 条に規定する方法により保存、封書する。

3. 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から実施する。

4. その他

1) 予定基本価格（税抜き）は、設計金額（税抜き）に事前ランダム（甲）を乗じて得た額とする。

2) 最低制限基本価格（税抜き）は、最低制限設計価格（税抜き）に事前ランダム係数（乙）を乗じて得た額とする。

3) 事前ランダム係数の変動の範囲は次のとおりとする。

ランダム係数（甲）は、0.999～1.000（-0.1%）の範囲

ランダム係数（乙）は、1.000～1.001（+0.1%）の範囲

4) 最低制限設計価格（税抜き）は、別途通知する「最低制限価格の取り扱い」により算出する。

5) 予定基本価格及び最低制限基本価格は設計金額及び最低制限設計価格を基に事前ランダム化により決定すること。及びその各事前ランダム係数の変動の範囲は公表する。

なお、個別の入札案件における設計金額及び最低制限設計価格並びに事前ランダム係数は公表しないものとする。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から施行する。

（平成 27 年 3 月 25 日付け 26 長与管財第 159 号）